

福岡市動植物園再生基本構想・計画修正等業務委託概要

1. 目的

福岡市では、「福岡市動植物園再生基本構想（以下、「基本構想」とする。）」及び、「福岡市動植物園再生基本計画（以下、「基本計画」とする。）」に基づき、動植物園再生事業によりリニューアルを進めている。

令和6年度に第1期整備が完了している状況であるが、近年の動物福祉の観点の高まりや、COVID-19を契機としたニューノーマルなまちづくり、また、植物園での一人一花運動の拠点機能強化の取り組みなど、基本構想・計画策定以降に動植物園を取り巻く社会情勢や環境に大きな変化が生じている。

本業務は、今後の第2期整備を進めるにあたって、他園との差別化を図った魅力的な動植物園を目指すため、これまでの事業進捗を検証するとともに、上記の変化に対応した基本構想・計画の修正を行うものである。

2. 履行期間

契約締結の翌日（令和7年9月上旬を予定）から令和8年3月31日（火）まで
※修正素案作成について令和8年1月15日（木）を目途に完了させること

3. 検討等を行う対象と方針

（1） 主な既往構想・計画等

基本構想・計画の修正にあたり、以下等を踏まえ検討等を実施するものとする。

- ・福岡市動植物園再生基本構想（平成16年10月）
- ・福岡市動植物園再生基本計画（平成18年9月）
- ・福岡市動植物園再生事業センターゾーン設計等業務委託報告書（その14）（令和4年3月）
- ・福岡市動植物園経営戦略検討業務委託報告書（令和5年3月）

（2） 対象エリアと方針

各エリアの位置図は別紙①のとおり。

① 動物園（約10.3ha）

平成18年から令和6年度までに別紙②のとおり第1期整備が完了しているが、動物福祉の推進に伴う国内外の飼育基準の変化や、導入困難な動物種の増加等の課題がある。

上記や、福岡市動植物園再生事業センターゾーン設計等業務委託報告書等を踏まえ、他園の状況を調査して、動物種数確保の見通しを整理する。

福岡市動物園が目指すべき方向性を視野に入れながら、関係者等の意見聴取等を行い、動物種数、展示手法、ゾーン設定等の修正を行う。

② 植物園（10.2ha）

平成30年より一人一花運動がスタートし、令和5年3月には拠点推進施設としてボタニカルライフスクエアが整備され、令和6年度からはリニューアル工事（別紙③）を実施するなど拠点機能強化を推進している。

上記等を踏まえ、他園の状況を調査して、都市緑化植物園として必要かつ動物園と連携したゾーン設定を整理する。

福岡市植物園が目指すべき方向性を視野に入れながら、関係者等の意見聴取等を行い、ゾーン設定、展示手法、植物種数等の修正を行う。

③ 全体

以上の修正と並行して、隣接する無料エリアを含めた福岡市動植物園としての管理運営や経営等に関する課題を整理し、それらに対応した基本的方向性及び、基本計画の修正を行う。

4. 業務内容

(1) 計画修正に向けた方向性の立案

① 課題整理・分析

他園との比較分析等を踏まえ、目指すべき方向性を視野に入れながら、課題を整理した上で、重要度、優先順位、実現性、概算事業費等の分析を行う。

② 国内外の事例調査

動植物園一体化経営や先進的な展示手法等の事例調査を行う。

③ 計画修正の方向性（案）の作成

上記2点を踏まえて、2案を作成する。

(2) 基本的方向性について

基本的方向性として加筆修正すべき事項等を整理する。

(3) 動植物種数、ゾーン設定等の整理

① コレクションプラン策定のための動植物種数の適正な判断

② 魅力的な展示手法の視点等

③ 回遊性の高いゾーン設定の視点等

④ 合理性及び効率性に配慮した管理運営計画、整備計画等

(4) 基本計画について

① 計画方針（施設デザイン、展示動植物種、目標入園者数、全体平面配置（ボリューム含む）・動線計画等）

② 展示施設計画（獣舎デザイン、サイン計画等）

③ サービス施設計画（休憩スペース等）

④ 管理運営施設計画（バックヤード、施設運営計画等）

⑤ 供給処理施設計画（警報設備、防犯カメラ設備、放送設備、電気設備、堆肥処理設備等）

⑥ 周辺環境保全計画

⑦ 事業計画（事業スケジュール、概算事業費）

(5) 有識者の意見聴取

監督員と協議の上で有識者（7名程度）を選定し、業務の進捗に応じて意見聴取（3回程度）を行う。

(6) 基本設計の仕様書案作成

本委託の後に福岡市で発注する基本設計の仕様書案の作成を行う。

5. 業務に際しての留意事項

- (1) 綿密に現地調査を行うこと。

- (2) 既往構想・計画等の内容を踏まえた上で、現状の課題に対応した修正計画を作成すること。
- (3) 既存地形を可能な限り生かしつつ、エレベーターなどで回遊性の向上を図り、来園者の快適な観覧に資する動線を計画するとともに、効果的な公共交通機関での来園促進策を提案すること。
- (4) 動物の飼育環境については、JAZA・AZA・WAZA等で定められた動物福祉基準を踏まえること。
- (5) トラ舎・ライオン舎の再整備を優先して行うこととし、現在、空獣舎となっているダチョウ舎等を有効活用したローリング計画を作成すること。
- (6) 原則として、施工中も開園することとし、来園者及び施設関係者の安全に配慮したローリング計画を作成すること。なお、工事による閉鎖範囲は必要最小限とすること。
- (7) 第1期整備範囲については、原則として第2期整備で扱わないこととする。ただし、第1期整備範囲の追加改修を伴わない動物種の入替等については、監督員との協議による。
- (8) 詳細な設備・建築計画については別途基本設計で作成する。ただし、第1期整備後の維持管理上の課題を整理し、動植物種数や来園者数を踏まえた改修計画を策定できるよう基礎資料の作成及び解決策の提案を行うこと。なお、検討資料として現存する既存資料を貸与するが、必要に応じて追加の調査を行うこと。
- (9) 「一人一花運動」において植物園が担う役割や、「福岡市植物園一人一花運動拠点機能強化に向けた基本的な考え方」（参考4）について十分把握したうえで検討を行うこと。
- (10) 関係図書
 - ① 福岡市設計業務等共通仕様書（令和6年10月版）
 - ② 福岡市土木工事共通仕様書（令和7年4月）
 - ③ 福岡市測量業務共通仕様書（令和6年10月版）
 - ④ 福岡市福祉のまちづくり条例（施設整備マニュアル）（改訂版2020）
 - ⑤ 福岡市環境配慮指針（令和2年7月）
 - ⑥ その他必要な資料

6. その他留意事項

- (1) 委託業務の遂行にあたって、受託者は本市の意図及び目的を十分に理解した上で、各専門分野においても経験豊富かつ業務内容に精通した者を定め、また、適正な人員を配置し、正確・丁寧に業務を遂行すること。
- (2) 委託業務には、本市が庁内検討のために必要な資料作成等支援及び市民や企業等対外的な公表・説明に係る資料作成等支援を含む。
- (3) 受託者は、業務工程表、管理技術者届（協力会社分を含む）、業務従事者名簿（各専門分野の責任者を含む、協力会社分を含む）、業務計画書を、契約後速やかに市に提出すること。
- (4) 委託業務の遂行にあたって、受託者は関係法令等や契約書、本委託概要等を順守するとともに、監督員と常に密な連絡を取り、その指示に従うほか、段階ごとに報告を行うこと。
- (5) 関係機関（上下水道、ガス、電気等インフラ事業者を含む）と打ち合わせ・確認を行うこと。
- (6) 委託業務の遂行にあたって、受託者が知り得た情報等については、本市の承諾なしに第三者に対して内容を漏らさないこと。また、業務の完了後も同様とする。

- (7) 委託業務の遂行にあたって、受託者は打合せ記録簿に協議内容を簡潔に記載し、監督員に提出すること。
- (8) 委託業務の遂行にあたって、必要な資料の収集等は受託者が行うものとし、本市は遂行上の協力を行う。また、受託者は本市から貸与を受けた資料は一覧表を作成し、委託業務終了後速やかに返却すること。
- (9) 委託業務における成果物及び本委託の履行過程で得られたデータ等（写真、図表含む）の著作権は福岡市に帰属する。受託者は、福岡市の許可なく成果物等を、公表または第三者に貸与してはならない。
- (10) 本委託概要等に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。
- (11) 受託者は、委託業務の完了後であっても、失策及び不備等が発見された場合、速やかに成果品の訂正を行うこと。なお、訂正に要する費用は受託者の負担とする。
- (12) 本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受注者は一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告すること。

7. 成果物

- (1) 報告書（電子データ一式、出力紙2部）
- (2) 各種図面（各種現況図、現状分析図及び各種計画図等。電子データ一式、出力紙2部）
- (3) CGパース（ゾーン毎のプランが分かるものとする）
- (4) その他、必要と認められるもの